

京都市告示第205号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年6月22日

京都市長 門川 大作

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
北山北通	北区紫竹栗栖町26番地の8地先から	旧	メートル 19.30	メートル 5.75
	同町26番地の5地先まで	新	19.30	6.00～6.13
北山北中通	北区紫竹栗栖町32番地の2地先から	旧	33.30	5.75
	同町25番地地先まで	新	33.30	5.85～6.14
西賀茂113号線	北区西賀茂大深町54番地の1地先から	旧	30.00	4.00～6.00
	同町55番地地先まで	新	30.00	4.00～6.02
西賀茂150号線	北区西賀茂大深町53番地地先から	旧	16.50	6.05～8.98
	同町54番地の1地先まで	新	16.50	6.08～9.09
山科大宅経15号線	山科区大宅御所田町45番地の3地先から	旧	19.90	3.17～4.87
	同町45番地の1地先まで	新	19.90	4.00～7.34
西土居通	南区唐橋平垣町24番地の4地先から	旧	20.70	3.95～5.95
	同区唐橋大宮尻町12番地の1地先まで	新	20.70	4.00～6.00
西寺緯9号線	南区唐橋平垣町24番地の4地先内	旧	20.50	5.80～10.00
		新	20.50	6.00～10.81

上鳥羽南部 経42号線	南区上鳥羽鍋ヶ淵町533番地の5地先から	旧	44.10	5.98～ 6.01
	同町544番地地先まで	新	44.10	6.00～ 6.01
嵯峨経32号 線	右京区嵯峨広沢池下町65番地の15地先 内	旧	3.50	2.00
		新	3.50	3.64
嵯峨経37号 線	右京区嵯峨広沢池下町65番地の11地先 から	旧	49.90	3.74～ 6.00
	同町66番地の10地先まで	新	49.90	6.00～ 6.01
嵯峨緯93号 線	右京区嵯峨広沢池下町65番地の11地先 から	旧	53.40	0.90～ 7.40
	同町62番地の3地先まで	新	51.50	1.64～ 9.61
嵯峨緯323号 線	右京区嵯峨広沢池下町65番地の8地先 から	旧	19.00	6.00～ 9.60
	同町65番地の6地先まで	新	18.40	6.00～ 9.60
洛西第二経 59号線	西京区桂河田町149番地の1地先から	旧	22.80	6.09～ 6.12
	同町150番地地先まで	新	22.80	6.09～ 6.12
洛西第二緯 61号線	西京区桂河田町300番地の4地先から	旧	19.70	6.00～ 6.02
	同町149番地の1地先まで	新	19.70	6.00～ 6.02
桃山経70号 線	伏見区桃山福島太夫西町28番地の1地 先から	旧	29.10	6.32～ 8.00
	同区桃山筒井伊賀東町89番地地先まで	新	29.10	6.32～ 7.99

(建設局土木管理部道路明示課)